

万葉集卷第十四の蒐集者

江野沢 淑 子

一、万葉集卷第十四の編纂年代

古来、万葉集の編纂年代に関しては諸説あるが、その中で、契沖の「今此集の前後を見てひそかにこれを思ふに、中納言大伴家持卿若年より古記類聚歌林家々の集まで残らずこれを見て撰び取り、その外むかし今の歌見聞にしたがひ、或は人に尋ね問ひて漸々にこれを記し集めて天平宝字三年までしるされたるが、その後とかく紛れて部類もよくとのへられぬ草案のままにて世に伝はりたるなり」

〔万葉代匠記惣釈の説に、万葉學者の多くが拠つてきた。その時にあつて、続日本紀という確実な資料に基づいて契沖の天平宝字三年説をくつがえしたのが、山田孝雄氏の宝龜二年(771)以後説である。すなわち、山田氏は卷第十四の国名の配列中、とくに相聞部に注目して、「国名の配列を見るに遠江にはじまりて、陸奥に終り、之を分解して考ふれば、東海道は遠江より、東山道は信濃よりして東を東歌の区域とせること略現時の東国方言の区域に一致せり。而し

てその配列は東海東山両道の国の順序に一致するを見れば、これは漫然と配列して偶然にかくなれるにあらざるを考ふべし。今かく考へるを得ざるなり。その故何如とならば、今相模と上総との間にある武蔵はまさにこれ東海道に属してあることを証せるものと見るべきが、武蔵はその昔、東山道にして東海道にあらざりしものなるを以てなり。武蔵国が、東山道より東海道に編入せられしは実に宝龜二年にありとす。統紀卷第三十一、宝龜二年冬十月の条に曰く、「己卯太政官奏武蔵国雖_レ属_ニ山道_一兼承_ニ海道_一、公使繁多祇供難_レ堪、其東山駅路從_ニ上野国新田駅_一達_ニ下野国足利駅_一此便道也。而從_ニ上野国邑楽郡_一經_ニ五箇駅_一到_ニ武蔵国_一事畢去日、又取_ニ同道_一向_ニ下野国_一今東海道者從_ニ相模国_一夷參駅_一達_ニ下総国_一其間四駅往還便近。而去_レ此而去_レ此就_レ彼損害極多。臣等商量改_ニ東山道_一属_ニ東海道_一。公私得_レ所人馬有_レ息。奏可」。と……これを以て、この東歌の卷の編次は武蔵国が東海道に編入せられし後にあるべきは明かなりとす。若

し宝亀二年以前の編纂とせば、武蔵の位置は、続日本紀卷六（和銅六年⁷¹³）五月同卷二十一（天平宝字三年⁷⁵⁹）九月）に記せる如く、上野と下野との間にあるべきものとす。この卷第十四に採録せる歌はもとより古かるべきものなれども、この編次は宝亀二年以後なるべきことは考へられざるべからず」（『万葉学論纂』）と論じた。

しかしながら、この巻を内容上から見る時、国名の不明な歌、いわゆる未勘国歌の中に、現在では国名の判る歌が数首ある点から、歌の蒐集と歌の分類との間に、かなりの時間的な隔りがあるとす。説があらわれた。久松潜一氏や沢瀉久孝氏の「第一次編纂と第二次編纂」説がそれである。中でも沢瀉氏は後の勅撰集が撰定後に切継が行われたように、万葉集も二十巻が編纂された後に多少の手が加えられたのではないか。また、この巻の歌を国別に整理したのは宝亀二年以後であるが、それは、二十巻編纂以後のことではないかと説いている。

以上、万葉集卷第十四の編纂年代についての諸説を列挙したが、とくに山田氏の宝亀二年以後説は、続日本紀という確実な資料に基づいているだけあって、貴重なものであるが、卷十四は一度の編纂で成ったと見ている点に問題がある。ここに、万葉集卷第十四が、一度の編纂で今日の形になったか、第一次、第二次編纂を経て成立したかという問題が起きる。大体、民謡を編纂するためには、その編纂者と、民謡が歌われている土地の人との間に必ず蒐集者が必要とするようである。次に何時を第一次編纂とし、何時を第二次編纂とするかが問題となるが、私は蒐集者が蒐集した時を、第一次編纂と見たい。さて、蒐集者は、蒐集した歌を、編纂者の手許にさしだし、受け取った編纂者は、ある時整理したのである。その時を第

二次編纂期とする。

いまま少し具体的にいうと、蒐集者は東国民謡を蒐集し、それらを編纂者にさし出したのである。編纂者は、それらを整理するに当りまず万葉集でもっとも普通の編纂法の雑歌・相聞・挽歌の三分類で分け、さらに特殊な事情（後述）から、譬喻歌と防人歌との部立を立てた。こうして東国民謡を整理しているうちに、編纂者は次の二特色を見出した。その第一は、それらの歌が地名を多く詠みこんでいることであり、第二は、それらの歌が東国方言で歌われていることであった。編纂者はどうかして二特色を生かして編纂したいと思ひ、その第一工作として、すでに編纂者自身の手によって分類整理した雑歌、相聞往来歌・譬喻歌・防人歌、挽歌の一々の部立を検討して、国名の判る歌と、不明な歌とに分けたのである。その時に、編纂者が用いた国名の分類法は、固有名詞を含んでいるか、否かにかかっていたらしい。私見の限りでは、国名のみを表示している歌は、万葉集卷第十四の国名の判る歌中、一首もないのである。たとえば、国名を表示した場合でも、「可美都気努伊可抱乃禰呂尙……」（四三三）、「志母都気努安素乃河泊良欲」（四三三）のように、伊可抱乃禰呂の位置をはっきりさせるための可美都気努という国名の表示であり、安素乃河泊良を強調するための志母都気努であった。以上の理由から、固有地名を含んでいない歌は「以前の歌詞、いまだ国土山川の名を勘知ることを得ず」の下に一括されたのである。

こうして編纂者が国名の判る歌を、東海道・東山道に属する国で帝都に近い国から配列したのである。帝都を中心にした処に、この巻の編纂者が都人であることが考えられる。さて、編纂者は、東海道に属する国として、遠江、駿河、伊豆、相模と配列してきたが、

当時すでに武蔵は東海道に編入されていたために、編纂者は相模の次に武蔵を入れたのであろう。武蔵国の東海道編入は宝龜二年である。それゆえ、編纂者が万葉集卷第十四の歌を整理した時期、いわゆる第二次編纂期は、宝龜二年以後と見るのである。

二、万葉集卷第十四の編纂者

万葉集の編纂者について古くは大伴家持と橘諸兄との兩人説が有力であり、神明鏡・定家・仙覚と承け伝えてきたが、万葉集の編纂者としての家持を、初めて論じたのは契沖である。また、本居宣長は「玉の小琴」で「二十巻ともに家持の撰也」と述べている。こうして江戸時代から家持を万葉集の撰者とする説が行なわれて来たが、近代になって、家持を万葉集卷第十四の編纂者として立論したのは、新村出氏である。すなわち、「家持は東国(宝龜中、相模・常陸)にも赴任したこともあったから、東国には興味を有したのに違いない。彼は天平勝宝七年(755)東国防人差遣の時には兵部少輔であった、防人に同情した長歌三首もある位で、その上、上古以来の名門大伴氏に生れて、藤原一門の権勢や奈良の文化に反感を抱いても、東国人の素樸を愛し、武勇を嘆美していたのであるから、東歌を採ったのは怪しむに足らない」。(東方言語史叢考)と述べられ、その後、武田祐吉氏から「現行本万葉集は大伴家持の撰にあらず」(上代国文学の研究)という間接的な否定論が出て以来、その編纂者を家持とする説は暫くあとを断ったが、井上通泰氏によって、東国方言の面白さに好事家が聞くままに書きあつめたものを、家持が借りて写したのであろうという意見もでてきた。

以上の諸説を参考にして、私も万葉集卷第十四の編纂者を大伴家

持と見るのである。その理由としては、当時の東国が異色異彩に富んでいて、西方人の注目的であったが、たまたま家持は兵部少輔として東国出身の防人たちの徴集にあずかり、防人たちの詠進歌を蒐録したのである。その際、防人の歌に潜む人間性のたくましさに驚き、興味を惹かれたのではあるまいか。防人の門出に、家郷の母を慕い、妻を恋う防人の情を人間の真情として許容するとともに、現実肯定の人間性の逞しさに惹かれたのであろう。また、それらの歌を構成する東国方言にも心魅かれ、全部、一字一音の用字法を用いて民謡をうつしたのであるまいか。家持が防人の歌から東国民謡蒐集を思いついたため、整理するにあたり、雑歌、相聞、挽歌の三部立とならべて、とくに防人歌という特殊な部立を立てたのであろう。

三、万葉集卷第十四の蒐集者

以上、万葉集卷第十四の編纂年代と、編纂者について、第一次、第二次の編纂が行なわれたこと。大伴家持が編纂者であることを述べてきたが、この私見はいきおい、万葉集卷第十四の歌の蒐集者は誰かという問題を提起する。

所見の限りではこの巻の歌の蒐集者について具体的に言及しているのは、荒木田楠千代氏で、荒木田氏は「上野国守田口益人大夫」を想定していられる。ついで土屋文明氏は「上野国歌と上野国司」(文学昭和十八年五月)で、「田口益人は和銅元年(708)三月に上野守に任せられ、和銅二年(709)十一月に右兵衛府に転じているものであるから、その上野在任の期間は一年半ほどである。東歌の採集録が和銅元年の頃に始められたという事は吾々には少しく考えにく

い……」として、田口益人説を駁し、「上野国司で万葉集に關係のあ
る者を拾えば、益人の他には天平宝字七年（763）四月に任ぜられた
大原今城以外に見あたらぬ。」と二つの旁証より成る大原今城説を
立てている。その第一の旁証は、今城が新古の歌を伝誦しているこ
と。第二の旁証は、今城は家持と親交があり、万葉集の終りの方で
は今城と家持の親交はますますこまやかになっていくことである。
土屋氏の大原今城説は、あきらかに大伴家持を編纂者に擬しての立
論である。私もこの巻の蒐集者を大原今城とするのであるが、以下
その理由を挙げよう。

四、大原今城論

大原今城は姓は真人。すなわち、大原真人今城である。万葉集を
見ると、オオハラノマヒトを称する人が五人いる。その所載歌の国
歌大観番号の若い順に従って述べると、次の通りである。

- (1) オオハラノマヒト（大原真人）
 - (2) オオハラノマヒトアカマロ（大原真人赤麻呂）
 - (3) オオハラノマヒトタカヤス（大原真人高安）
 - (4) オオハラノマヒトサクライ（大原真人桜井）
 - (5) オオハラノマヒトイマキ（大原真人今城）
- 以上、五人の大原真人を検討してみよう。

(1) 大原真人

あらかじめ君来まさむと知らませば門に屋戸にも珠敷かましを

(1013)

右の一首は主人門部王 後大原真人氏を賜へり

(1)は門部王のことである。

(2) 大原真人赤麻呂

仏前の唱歌一首

時雨の雨間無くな零りそ紅にはへる山の散らまく惜しも(二五四)

右、冬十月、皇后宮の維摩講に、終日大唐高麗等の種種の音楽

を供養す。爾乃此の歌詞を唱ふ。彈琴は市原王、忍坂王後姓を

賜へる大原真人赤麻呂なり。歌子は田口朝臣家守、河辺朝臣東人、置

始連長谷等十数人なり。

以上によって大原真人赤麻呂の前身は、忍坂王であることが分

る。

(3) 大原真人高安

古歌一首 大原高安真人の作、年月審ならず。但聞く時のまま

にここに記し載す

妹が家に伊久理の森の花今来む春も常かくし見む(三九三)

「万葉集古義人物伝」によると、高安王の条に「……(天平)十

一年四月甲子、詔曰、云々今依所請、賜大原真人之姓……」と

あり、大原真人高安は、高安王であったことがわかる。

(4) 大原真人桜井

大原桜井真人、佐保川の辺を行きし時作れる歌一首

佐保河に凍り渡れる薄氷のうすき心を我がおもはなくに(四七)

右件の四首、(他に円方女王の歌一首(四七) 藤原夫人の歌二

首(四七九・四八〇)あり) 伝へ読みしは兵部大丞大原今城。

「万葉集古義人物伝」に

「統紀に、元明天皇和銅七年正月甲子、授三無位桜井王従五位下、

元正天皇養老五年正月壬子、従五位上、聖武天皇神龜元年二月壬

子、正五位下、天平元年三月甲午、正五位上、天平三年正月丙子、

従四位下、梨沖云、二十に、大原桜井真人、行_レ佐保辺_ニ之時、作歌、統紀第十五に、大蔵卿従四位下大原真人桜井大輔。かくあれば、後に大原、真人の氏姓を賜へりと思えたり。」とあるにより、大原真人桜井は桜井王と同一人である。

(5) 大原真人今城

今城自身の歌は巻八に一首所載されている。

大原真人今城寧楽の故郷を傷み惜しむ歌一首

秋されば春日の山の黄葉見る寧楽の京師の荒るらく惜しも(三〇四)があり、巻廿に七首(三〇七五、三〇七六、三〇七七、三〇七八、三〇七九)所載されているが、宴席で、しばしば新古の歌を伝誦している人である。その伝記については「万葉集古義人物伝」に、

「統紀に、孝謙天皇宝字元年五月乙卯、正六位上大原真人今木授従五位下、六月壬辰、為治部少輔、廢帝同七年正月壬子、左少弁、四月丁亥、為上野守、八年正月乙巳、従五位上、光仁天皇宝龜二年閏三月戊子朔乙卯、無位大原真人今城、復本位従五位上、七月未卯、為兵部少輔、三年九月庚子、為駿河守」とある。なお、大原真人今城について注意すべきことは、大伴女郎の歌

雨障常為る君はひさかたの昨夜の雨に懲りにけむかも(三〇六)

の題詞に「大伴女郎歌一首」とあり、その下に、「今城王之母也今城王後賜大原真人氏也」の十七文字があることである。試みに校本万葉集をひもとけば、元暦校本をはじめ、諸古写本に同様な書入れがある。ただし、一般に書入れは平安時代、万葉集の書写が行なわれた間に生じたものが多いので、その書入れも信否のほどが考慮されるのであるが、もし信ずるならば、大原真人今城は今城王と同一人ということになるのである。

以上を通して、(1)大原真人は門部王であり、(2)大原真人赤麻呂は忍坂王であり、(3)大原真人高安は高安王であり、(4)大原真人桜井は桜井王であり、(5)大原真人今城は今城王か?であって、五人の大原真人が各別人であることが判る。上代の氏の名には、玉造氏のように特定の仕事からくる氏の名もあるが、また、蘇我氏、巨勢氏のように地名からくる氏の名も多い。大原氏は、藤原夫人の生地の大和国高市郡の大原で、地名からくる氏の名である。

次に大原真人今城が今城王と同一人であるか、どうかについて検討しよう。まず、今城王の父母についてであるが、前述のように今城王の母が大伴女郎ならば、父は天武天皇の皇子、穂積皇子である。このことは、大伴女郎の和ふる歌四首(三三三—三三六)の左註に、「右、郎女は佐保大納言卿の女なり。初め一品穂積皇子に嫁し、寵せらるること憊なし。皇子薨せし後、藤原麻呂大夫、この郎女を媁へり。郎女坂上の里に家す。よりに族氏号けて坂上郎女と曰へり。」とあるのによって明きらかである。なお、大伴女郎は一般に大伴坂上郎女と呼ばれて、万葉集女流作家中、第一の多作家であり、歌作の力量にも秀でている。坂上郎女は大伴安磨を父、旅人を同母兄とし、(母は石川内命婦)穂積皇子・藤原麻呂・藤原宿奈麻呂と三回結婚している。そして三人の子を得たが、その中の一人に家持の正妻になった坂上大嬢がいる。

次に今城王の父、穂積皇子に関する歌中、最も有名なものを一首掲げる。

穂積親王の御詠一首

家にある櫃に鏢刺し蔵めてし恋の奴のつかみかかりて(三二六)

右の歌一首は、穂積親王、宴飲の日、酒酣なる時、好みて斯の

歌を誦して、以て恒の賞と為せりき。

以上によって今城王が、歌の中に生れ、その雰囲気の中で生長したことが判る。なお、(六二六)の歌を父穂積皇子が好く誦したことは、他の古歌も誦したのであろうし、今城王もそれを聞く機会も多かったろうと推定されるのである。

さて、今城王の歌は万葉集に一首も所載されていないが、名は見える。すなわち、「高田女王の今城王に贈れる歌六首」(五七〇—五七三)の題詞においてである。この題詞と高田女王の歌とによって察するに、兩人はひじょうに相思想愛の仲だったらしい。問題は高田女王がこれらの歌を贈った年代であるが、年代順に配列されている巻四の、「神亀元年甲子冬十月、紀伊国に幸せる時、從駕の人に贈らむ為、娘子に誂へられて作れる歌一首并に短歌、笠朝臣金村」(五五〇—五五三)のすぐ前にある所から見て、神亀元年か、その直前の歌と見てよいと思う。すなわち、神亀元年前後に今城王の若い日があったのである。

次に大原真人今城を検討しよう。今城の歌で、万葉集中の初見は前述の「秋されば春日の山の黄葉見る寧楽の京師の荒るらく惜しも」(二六四)である。この歌は、配列が年代順で、家持の編纂といわれる巻八に所載され、この歌の前に「大伴宿禰家持の鹿鳴の歌二首」があり、その左註に「右の二首は天平十五年癸未八月十六日の作」とあるのによって、今城の歌は、天平十五年(744)八月十五日以後の作であることが判明する。なお、歌そのものを検討するに、今城の本意は「寧楽の京師の荒るらく惜しも」にある。題詞では「寧楽故郷」と称している。故郷とは旧都のこと。ここでは、和銅三年(710)以来、天平十二年(741)の恭仁京遷都まで、都であった寧楽

京を指している。今城の歌から察すると、寧楽京の盛時を体験した人の、さびれゆくものに対する、そこはかとなない悲哀感がこめられている。一首の意は、寧楽に都のあったころは、秋ともなれば春日の山が黄葉するのを見たものであったが、今は寧楽京も廃都となつて、荒れてゆく。うらさびしいものよ、ぐらいであらうか。秋されば春日の山の黄葉見る」に無限の深い感慨がこめられているのを見るのである。次の歌は十余年経た天平勝宝七年(755)五月九日兵部少輔大伴宿禰家持の宅に集飲せる歌四首の中に見られる。「我が兄子が宿のなでしこ日竝べて雨は降れども色も変らず」(四四三)、「我が兄子が宿なる萩の花咲かむ秋のゆふべは我を偲ばせ」(四四四)である。また、同年十一月二十三日、大伴宿禰池主が宅の飲宴の席上、次の歌を詠んでいる。「初雪は千重に降りしけ恋しくの多かる吾は見つつ偲ばむ」(四四七)、「奥山の櫓が花の名の如やくしく君に恋ひわたりなむ」(四四七)。なお、この時今城は兵部大丞であった。

次に今城の歌を見得るのは、天平宝字二年(758)二月中臣清麿朝臣の宅の宴席においてである。すでに治部少輔に昇進していた今城であった。「怨めしく君はもあるか宿の梅の散り過ぐるまで見しめずありける」(四六六)、「磯のうらに常喚び来棲む鴛鴦の惜しき我が身は君がまにまに」(四五五)。なおこの宴席に列した人々は、今城の他に、主人清麿、家持、治部大輔市原王、大蔵大輔甘南備伊香真人等であった。この日の宴席はよほど、興がのつたと見えて、宴たけなわになるに及んで、「興に依りて各高円離宮処を偲びて作れる歌五首」(四五六—五五〇)、「山齋に属目して作れる歌三首」を一行は詠んでいる。今城も高円離宮処を偲んで歌を作った。高円の峯の上の宮は荒れぬとも立たしし君の御名忘れめや」(四五七)がそれである。「立

たしし君」とは聖武天皇のことである。聖武天皇崩御後十年の天平宝字二年に、ひとしお聖武天皇の華やかな御代が思いおこされたのであろう。これも深い感慨のこもった歌である。万葉集に所載された今城の歌は以上の八首である。個々の歌を見ると、作歌者としては、才智や博識が先走って手先の技巧に終始しており、平凡である。ただし、「寧楽の故郷」を詠んだ歌と「高円宮処」を偲んで作った歌には、何か人の心につよく訴えるものがあるが、これらは旧都に取材したことによるのであろう。

今城は歌人としては凡であつたが、伝誦者としては非凡であつた。万葉集卷二十には、彼自身の伝誦になる歌が十首見える。そして、どの歌も伝誦した時日が判明しているので、それらの歌の題詞と左註のみを提示してみよう。1、「昔年相替りし防人の歌一首」(四三六)、2、「先の太上天皇の御製の霍公鳥の歌一首」(四三七)、3、「薩妙観、詔に應じて和へ奉れる歌一首」(四三〇)、4、「冬の日、靱負の御井に幸しし時、内命婦石川朝臣、詔に應じて雪を賦する歌一首」(四三二)。左註「右件の四首は、上総国大掾正六位上大原真人今城伝誦云爾。年月いまだ詳ならず」最後に「年月いまだ詳ならず」とあるが、これは後人の書入れで、前後から見て、四の次に所載された「五月九日、兵部少輔大伴宿禰家持の宅に集飲せる歌四首」と同時に行なわれたらしい。なお、先の太上天皇とは元正天皇のこと。

天武天皇皇子日並皇子を父とし、母は持統天皇。薩妙観は、続紀によると、元正天皇とゆかりのある婦人。内命婦石川朝臣は、大伴安麿の妻で、大伴女郎の母。したがって今城王の祖母にあたる。ついで今城の伝誦は、翌天平勝宝八年十一月二十三日に大伴池主の宅で飲宴して、5「智努女王の卒りし後、円方女王の悲しみ傷みて作れ

る歌一首」(四三七)、6、「大原桜井真人、佐保川の辺を行きし時作れる歌一首」(四三六)、7、8、「藤原夫人の歌二首」(四三九・四四〇)「右件の四首、伝へ読みしは兵部大丞大原今城」である。円方女王とは、天武天皇の孫の長屋王の女。大原桜井真人は桜井王のことで、河内王の子。すなわち、天武天皇の孫あたる。さらに藤原夫人は天武天皇の夫人である。なお、今城は、天寶勝宝九年三月四日、自宅で宴を張り、9播磨介藤原執弓が任に赴くとき別れを悲しんで作った歌を伝誦している。(四四二)

以上、伝誦者としての大原今城を検討してきたが、彼の伝誦した歌九首中、1と9を除く七首は、天武天皇に関係のある人々の歌である。

以上検討して来た今城王と、大原今城とを次の五点より、さらに検討したい。

- (1) 今城王の歌が万葉集に所載されていないのは何故か。
- (2) それにも拘わらず、今城王と相思恋愛の間がらの高田女王の歌が、家持関係の歌を多く集めてある巻に所載されているのは、どういう訳か。
- (3) 大原今城が巻八で「寧楽の故郷」を深い感慨をもって偲んでいるのは何を意味するか。
- (4) 歌作者としては、平凡な大原今城が、伝誦者として、あれほどの力量を示したのは何故か。
- (5) 大原今城の伝誦歌はほとんどが、天武天皇に関係があるのは何故か。

私は今城王と大原真人今城とが同一人であると思うのである。す

なわち、今城王は大原真人の前身であり、大原真人今城は今城王の後半生である。その理由は、天武天皇の孫にあたる今城王ゆえ、後年大原真人今城となって伝誦した歌も自然、天武天皇関係のものになったのであろう。かつ都合のよいことには、父穂積皇子は酒に酔えば(三六)の戯歌を好誦するような人であり、母は名負う才女大伴郎女であった。ゆえに、後年の大原今城の非凡なる才能は、環境によって培かれたといふべきであらう。ただし、先天的に穂積皇子の博覧強記のみを嗣いで、母の歌才は嗣がなかったと見える。ゆえに高田女王と何十首、何百首の相聞歌を贈答したのであろうに、家持が関係者の歌を編纂するとき、巻四に所載しうる今城王の歌は一首もなかった。それゆえ、高田女王が今城王に贈った六首の歌を記したのであろう。若き日に歌才のなかった今城王は大原真人今城となった後の日にも、秀れた歌は作りえなかった。ただ、その博覧強記に物をいわせて、天平歌壇の風潮である柔軟な技巧調に乗じてこたができたのである。

以上が今城王と大原真人今城とが同一人とする私見であるが、ここで既述の五人の大原真人がみな、皇族出身ということになる。彼らの大原という氏も、その邸宅が大和国高市郡の大原にあったためであらう。

五、大伴家持と大原今城 — 編纂者と蒐集者と —

今城王の母が大伴郎女であれば、大伴郎女を叔母とする家持とは従兄弟にあたる。ことに家持の正妻坂上大嬢は大伴郎女の子ゆえ、今城王は坂上大嬢の同母兄ということになる。それで家持が後に歌集を編纂する時、自分の編集した巻四・巻八・巻二十に、従兄弟の

今城王、後の大原今城の名を、また、その歌を所載したのである。そして今城の歌のある処、必ず家持の歌があり、今城の伝誦歌のある処、必ず、家持も列しているのである。かつ、家持が都で詠んだ万葉集所載の最後の歌は、大原今城の家で催された家持送別の席で作ったものである。

(天平宝字二年) 七月五日、治部少輔大原今城真人宅にて、因幡守大伴家持を饗する宴の歌一首

秋風のすゑ吹き靡く萩の花とも挿頭さず相か別れむ。(四三三)

右の一首は、大伴宿禰家持之作る。がそれである。

なお、天平宝字二年(758)以後の家持と今城との関係について一言したい。続日本紀によれば、家持は「神護景雲元年八月丙午、従五位上大伴宿禰家持為太宰少貳」とあり、前任薩摩守から大宰少貳に左遷されている。同じく今城も「宝龜二年閏三月戊子朔乙卯、無位大原真人今城、復本位従五位上」とあるが、「復本位」とは何を意味するか。これは今城が従五位上に昇進したのが天平宝字八年(764)正月乙巳であったから、天平宝字八年から宝龜二年(771)までの七年間に、位を剝奪されたことを意味する。

思うに、家持の左遷も、今城の位剝奪も、天平宝字八年九月上巳の恵美押勝の乱に加担した疑をかけられたのではないだろうか。時に、大伴氏に昔日の武の統領としての恩なく、既に一門の大伴池主、大伴古慈悲、大伴駿河麻呂は天平宝字元年の橘奈良麿謀叛の折、加担のかどで斬罪されていたのである。若い日から、従兄弟として親しみ合ってきた家持と今城とはどこまでも運命をともにしたのであろう。

最後に、万葉集卷第十四の編纂者としての大伴家持と、蒐集者としての大原今城との関係をのべる。

大伴家持が東国民謡に興味をもちはじめたのは、天平勝宝七年防人歌を蒐集した時以来で、(巻第二十の 三三三—三三三、三三七—三三九、三三三—三三三、三三三—三三三) 東国人の現実肯定の人間性の逞しさと、それを表現する東国方言に心魅かれたためであろう。さて、天平勝宝七年(755)の防人も無事に筑紫へ送り届け、三月三日には防人を検校した勅使紫微大弼安倍沙美磨朝臣ならびに兵部使人を招き、ともに飲宴して、防人関係の仕事も一応、きりがついたのであるが、たまたま同年五月九日、自宅で集飲した時、大原今城は「昔年相替りし防人歌一首」(三三三)と、かつて朝集使として上総国へ下った折、郡司の妻女らが饒してくれた歌二首(三三三、三三三)とを伝誦披露したのである。今城の強記ぶりは家持もよく知るところである。恐らく東国の歌を伝誦する今城のことが、家持の胸を去らなかつたのであろうが、遂に好機到来した。天平宝字七年四月丁亥に、大原今城は上野守として赴任することになったのである。家持は今城の赴任に当り、家持自身の東国人の歌に対する所感を陳べ、その民謡蒐集を依頼したのではあるまいか。なお、今城の上野守赴任の折、家持が在京していたことは、続日本紀に「(天平宝字)六年正月戊子、為信部大輔、八年正月己未、為薩摩守」とあるのにより確実である。

こうして家持より東国民謡の蒐集を依頼された今城は任地上野に下ったのである。巻第十四所載の国名判明歌中、上野国のそれは二十二首で最も多く、その表現においても枕詞や比喻を用い、また上野国に生いそだつ植物にたとえて、東国人の想いを解放的にうたっ

ている。どの歌も例外なく、地名が冠してあり、巻十四中では、一番、民謡性を含有するグループである。これは国司大原今城の蒐集によるためといえよう。また上野国は上国である。その国守の権力と財力とをもってすれば、上野国に行なわれている東国民謡だけでなく、東国全般に行なわれていたものも蒐集しえたであろうと思う。この大原今城の上野守としての上野国在任は次の国守上毛野馬長の任ぜられた天平宝字八年十月までの、一年有半であった。

以上によって、万葉集卷第十四の蒐集者は大原今城と推定するのである。(一九六三・六・二)

会 員 消 息

市村 宏 氏 「万葉集考」により文学博士の学位取得さる
中西 進 氏 「万葉集の比較文学的研究」(桜楓社)を刊行さる

昭和三十八年度研究発表大会

日時 十月十二日(土)・十三日(日)
場所 東 洋 大 学